

令和7年2月10日

奨学生の受付について

(令和7年2月4日から大雪による災害にかかる緊急採用・応急採用)

日本学生支援機構では、大雪にかかる**災害救助法適用地域**の世帯の学生に対し、**給付奨学金家計急変採用**、及び**貸与奨学金緊急採用・応急採用**の受付を行っております。

災害救助法適用地域及び適用日は**下記**のとおりです。

該当があり、奨学金の申込みを希望される場合は、以下の係にお問い合わせください。

品川地区：学生サービス課奨学係

越中島地区：学生支援係

【適用地域・適用日】

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
<p>【福島県】</p> <p>会津若松市、喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町（法適用日：令和7年2月7日）</p> <p>岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町（法適用日：令和7年2月9日）</p> <p>【新潟県】</p> <p>長岡市、東蒲原郡阿賀町（法適用日：令和7年2月7日）</p> <p>十日町市、魚沼市（法適用日：令和7年2月9日）</p>	<p>2月7日</p> <p>2月9日</p>

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。